

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

総 基 基 第 3 3 号  
令 和 4 年 4 月 6 日

札幌学院大学  
学長 河西 邦人 殿

総務大臣 金子 恭之

令和4年3月8日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会のあった無線局で使用しようとする無線設備については、電波法（昭和25年法律第131号）に定める適合表示無線設備ではなく、当該無線設備を使用した無線局の開設に当たっては、同法第4条各号に掲げる無線局に該当しないことから、同条の規定に基づき、総務大臣の免許を受ける必要があるため。

以上